

医療支援型グループホーム博愛 料金一覧表

1 指定共同生活援助の提供に係る料金

利用料金は、次表のとおりです。世話人の配置3：1以上の場合の単価

【日中を共同生活住居で過ごす方】

	区分6	区分5	区分4	区分3
利用料	11,050円	9,890円	9,070円	6,500円
利用者負担額	上記の1割	上記の1割	上記の1割	上記の1割

【日中を共同生活住居以外の場所で過ごす方】

	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1以下
利用料	9,100円	7,930円	7,120円	5,630円	4,140円	3,600円
利用者負担額	上記の1割	上記の1割	上記の1割	上記の1割	上記の1割	上記の1割

※体験利用の場合は、次表のとおりです。

	区分6	区分5	区分4	区分3
利用料	11,350円	10,190円	9,370円	6,770円
利用者負担額	上記の1割	上記の1割	上記の1割	上記の1割

<提供するサービスの料金とその利用者負担額について>

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

※障がい福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

※介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

【加算項目】

① 事業所がとっている体制により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	内容
福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	(Ⅰ)100円 (Ⅱ)70円 (Ⅲ)40円	左記の1割	(Ⅰ)(Ⅱ)の場合 生活支援員のうち、有資格者が一定割合以上場合、利用1日につき加算されます。 (Ⅲ) 生活支援員のうち、勤務形態が常勤のものが75%、又は勤続年数が3年以上のものが30%を超える場合、利用1日につき加算されます。
看護職員配置加算	700円	左記の1割	指定基準に定める員数の従業員に加え、看護職員を配置した場合、利用1日につき加算されます。
夜勤職員加配加算	1,490円	左記の1割	指定基準に定める員数に加え、夜間支援従事者を配置した場合、利用1日につき加算されます。
医療連携体制加算	320円～ 8,000円	左記の1割	医療機関との連携により、看護職員が事業所等を訪問して利用者に対して看護を行った場合や介護職員等にたんの吸引等に係る指導を行った場合、利用1日につき加算されます。

② 事業所がとった対応の内容により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	内容
日中支援加算 (Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ)5,390円	左記の1割	(Ⅰ)65歳以上又は障害支援区分4以上の障がい者であって、日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難な利用者に対して必要な支援を行った場合、利用1日につき加算されます。 (Ⅱ)日中活動サービスの支給決定を受けている利用者又は就労している利用者等が、心身の状況等により当該サービス等を利用できない期間が月に3日以上ある場合で、昼間に必要な支援を行ったとき、利用1日につき加算されます。
	(Ⅱ)区分4～6 5,390円		
	(Ⅱ)区分3以下 2,700円		
自立生活支援加算	5,000円	左記の1割	退居する利用者に対し、退去後の居住の場の確保、在宅サービスの連絡調整等を行った場合、入居中1回、退去後1回を限度として加算されます。
入院時支援特別加算	3日以上7日未満 5,610円	左記の1割	病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合、1月に1回加算されます。
	7日以上 11,220円		

帰宅時支援加算	3日以上7日未満 1,870円	左記の1割	利用者が外泊した際、家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合、1月に1回加算されます。
	7日以上 3,740円		
長期入院時支援特別加算	1,500円	左記の1割	長期にわたる入院の際、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合、入院1日につき加算されます。(入院期間3日以上の場合に限る)
長期帰宅時支援加算	500円	左記の1割	利用者が長期にわたる外泊をした際、家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合、外泊1日につき加算されます。(帰宅機関が3日以上に限る)

2 その他の費用について

内 容	料 金
家 賃	月額 45,000円 ※利用契約期間中は、入院等で長期間利用しない場合も、全額費用負担をお願いします。
光熱水費	月額 10,000円
食材料費	朝食 1食につき 220円 昼食 1食につき 310円 夕食 1食につき 300円
エアマットレス使用料	月額 1,000円～4,500円 ※利用するマットレスの種類により金額が異なります。 ※エアマットレスを持参される場合、使用料は発生しません。
預かり金管理料	月額 500円
日用品費	実費相当額
その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの	実費相当額